

ポピュレーションアプローチ

フレイル予防機能強化型センターによるサロン訪問

フレイル予防講話、フレイルチェック、世話役との意見交換

R4年度～開始
R6 91サロン
(延べ126サロン) 実施
(今年度予定も含む)
参考:市内210サロン

閉じこもりやそれに伴う身体機能の低下、人との交流の減少によるフレイル・要介護状態への悪化や世話人の高齢化、参加人数減少への対応を図る

フレイル測定会

フレイルチェック、
体力チェック(生活習慣問診、筋力、バランス、体組成、口腔機能等)、ミニ講座

これまで関わりのなかった人(地域のサロン参加者以外)や比較的若い世代(前期高齢者)の参加があった(広報や市内関係施設でのチラシ設置により周知)

はつらつ健幸推進大会

(こまついきいき応援団等によるフレイル予防普及啓発ブース)



イベントへの協力依頼を声掛けし、計4団体参加

北陸第一興商:フレイル予防体操

宅配クック1, 2, 3小松加賀店:たんぱく質でハッピー♡満点

公益社団法人石川県栄養士会:食べて元気にフレイル予防

カーブス:血管年齢測定

フレイル予防センター:フレイルチェック、小松市:VR体験

フレイルに関する健康講座(介護予防講座)



地域のサロンで運動・栄養・口腔などのフレイル予防に関する健康講座を開催。
講師は、専門職・こまついきいき応援団(企業・団体)

市消防:予防救急・住宅防火、カーブスジャパン:運動講座

大塚製薬(株):熱中症予防、中北薬品(株):感染症対策・栄養・薬法務局:相続登記・遺言書保管制度、県栄養士会:栄養講座

県歯科衛生士会:歯科保健、明治安田生命:健康・相続・防災講座

ソフトバンク:スマホ教室、ダイナミック:フレイル予防体操

市内医療機関:疾患・薬について、第一興商:フレイル予防講座

宅配クック1.2.3:健康・栄養講話 その他:介護保険制度、eスポーツ

広域様式 小松市における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関係する主要計画一覧」(一部抜粋)

小松市の上位計画		※健康増進更なるとして立案する計画(健康保険法、国民健康保険法、共済組合法、労働安全衛生法、市町村(母子保健法、介護保険法)、学校保健法)						
根拠法等	小松市都市デザイン (H27.10策定、R2.9改訂) NEXT10年ビジョン (2015~2025) 第2期こまつ創生戦略 (2020~2024)	第3期こまつ地域福祉計画 (2021~2025)	小松市健康づくり計画 すこやかこまつ21(第3次) (健康日本21・健康増進計画) (2024~2035)	第8期こまつ障がい者プラン (2024~2026)	第4期保健事業実施計画 (特定健診等実施計画) (2024~2029)	第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画) (2024~2029)	いきいきシニアこまつ推進プラン (第9期小松市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画~こまつ地域包括ケア 推進プラン~) (2024~2026)	小松市子ども・子育て支援事業計画 (2020~2024)
根拠法等	地方自治法2011改正 市町村基本構想の策定義務廃止 H26.11月制定 まち・ひと・しごと創生法第10条 H26.12月閣議決定 まち・ひと・しごと総合戦略市町村基本構想	社会福祉法第107条	健康増進法 第8条、第9条 第6条 健康増進更なるとして立案する計画	障害者基本法第11条第3項(障がい者計画) 障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項(障がい福祉計画、障がい児福祉計画)	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条	国民健康保険法 第82条	老人福祉法第20条の8 介護保険事業計画:介護保険法第116~118条 介護保険法第117条の6で併て定めるよう規定	次世代育成支援対策推進法第8条 子ども・子育て支援法第65号
基本の方針・位置づけ等	<p>●小松市都市デザイン 北陸の原立ったまち「西日本こまつ」に向かって、目標人口を含む新たなまちづくりの方向性を示す指針。</p> <p>●NEXT10年ビジョン 2025年の都市デザインの実現に向けた具体的なイメージと主要な代用特性を設定したもの。 北陸の原立ったまち「西日本こまつ」を目指して、 ・おもしろい(チャレンジしつづける) ・ここちよい(新たなキラスタイルを楽しむ) ・たくましい(進化する、科学技術が躍動する) ・はつらつ(変革と成長しつづける) の視点と都市像を掲げている。</p> <p>●第2期こまつ創生戦略 人口減少の克服と人口減少社会の課題に先取りして対応する行動計画。</p>	<p>地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、児童等の分野別計画の総合性及び連携を図り、これらの分野別計画を含めた総合的な計画。</p> <p>【基本理念】 「みんなが健康で、長生きのまち『こまつ』」</p> <p>【基本方針】 市民全体の健康寿命の延伸</p> <p>【基本方針(4つの取り組み方針)】 1. 健康づくりのすすと実践 ①栄養・食育、②身体活動・運動 ③休養・保養、④こころの健康 ④たばこ、⑤アルコール ⑥歯・口腔の健康 2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ①循環器疾患、②糖尿病、③がん 3. ティアロースアプローチを踏まえた健康づくりの推進 ④こどもの健康、⑤働く世代の健康 ⑥高齢者の健康、⑦アレルギー・アレルゴン? ⑧女性の健康</p>	<p>【基本理念】 すべての人が安心して暮らせる共生のまちへ</p> <p>【基本方針】 ・安心・安全を暮らしを守る ・共生社会の実現 ・自立に向けた支援体制の整備</p>	<p>*平成20年度から始まった特定健診・特定保健指導の実施と、メタボリックシンドrome該当者及び予備群の減少を目指し、国保被保険者の健康寿命の延伸と生活の質の維持及び向上、そして平成初期の医療費の過度化を図るために、国が示す特定健診等基本方針に即して、特定健診・特定保健指導を効率的・効率的に実施する体制等について定めるもの。</p> <p>*第3期計画以降は、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」と計画期間が一致することから、当該保健事業実施計画を一括的に策定している。</p> <p>*特定健診は、糖尿病等の生活習慣病等の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドromeに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。</p>	<p>*「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」により、特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効率的な保健事業の実施を図るために計画。</p>	<p>【基本理念】 「子防」と「共生」の取り組みを広げ、家族みんながここちよく暮らせるまち「こまつ」</p> <p>【大目標】(2025年に目標とする) 「どのような状態になても、地域で支え合い、住み慣れた地域で、できる限り自立しながら安心して暮らし続けることができる」</p> <p>4つのS(セルフケア、サービス、アポーラー、セーフティ)の枠組みで課題を整理し、それぞれ中目標を設定。</p> <p>セルフケア 要介護にならないよう、介護予防に取り組むとともに、支援が必要な時は、必要な支援を受け、自立した生活を継続できている</p> <p>サービス 状況に応じた支援が地域や高齢者の力により提供され、安心して生活ができるいる</p> <p>アポーラー 変化する社会に対応しながら、安心した生活を支える担い手として活躍できる地域の人材(専門職・住民)が充足している</p> <p>セーフティネット 当事者・家族・地域が安心した生活を続けることができている</p>	<p>【基本理念】 子どもが自らの可能性を伸ばし、たくましく生きる力を育むための子育ての原点となる家庭社会全体で実現するまち「こまつ」</p>	

広域様式 小松市の関連事業・既存事業

区分	事業名	事業主旨及び概要など(開催回数・日時・場所・費用他)	一体的実施事業やその主旨との協働連携の可能性	
				担当及び関係課名
高齢者の保健事業	健康診査	個別健診(6月~10月 市内医療機関(一部市外も含む)) 個人負担500円) 集団健診(10月~12月 計11回 すこやかセンター等 個人負担300円)	○介護予防観点の付加 中高年齢層及び前期高齢者への取組の継続	いきいき健康課
	一体的実施の保健事業	地域健康課題の把握とハイリスクアプローチとホビュレーションに取組。 ハイリスク:糖尿病等生活習慣病重症化予防(保健師・管理栄養士)、健康状態不明者の把握 フレイルハイリスク者の把握(医療機関からの紹介、健診後のフレイルハイリスク訪問) ホビュレーション:通いの場等における健康教育・健康相談		いきいき健康課 長寿介護課
	健康相談(健診事後含む)	個別の健康相談(来所・訪問) 健診結果や高齢者質問票等により、生活習慣病の重症化予防や介護予防に繋げる		いきいき健康課